

山武市移住支援金

フローチャートで
check!!

東京圏から山武市へ移住（就業・関係人口・起業）で移住支援金を支給します

単身移住：**60**万円 2人以上の世帯移住：**100**万円

※18歳未満の世帯員（申請者本人及び配偶者を除く）が同時に転入した場合100万円を加算します。

※以下のフローチャートは対象要件の簡易確認表です。必ず市ホームページをご確認ください。



START

01. 移住先に関する要件

山武市に移住後1年以内であり、5年以上継続して居住する意思がある

NO
→

↓ YES

02. 移住元に関する要件 次のすべての事項に該当する

- ・山武市に移住する直前、1年以上継続して東京23区内に在住していた
 - ・山武市に移住する直前の10年間のうち通算5年以上東京23区内に在住していた
- ※東京、神奈川、埼玉及び千葉に在住し、東京23区内へ通勤・通学していた方も該当になる場合があります。

NO
→

↓ YES

03. その他要件

転入した日において、満50歳未満である

NO
→

↓ YES

04. 就業・関係人口・起業要件 (1)～(3)のいずれかに該当している

- (1)「千葉県地域しごとNAVI」に掲載されている対象法人に新規就業している
- (2)山武市に居住したことがあり、山武市内で農林水産業に従事している又は山武市内で家業等を継いでいる
- (3)1年以内に千葉県地域課題解決型起業支援事業の起業支援金の交付決定を受けている

NO
→

↓ YES

移住支援金**対象の可能性**があります

その他細かい要件がございますので、市ホームページをご覧ください、担当課までお問合せください。

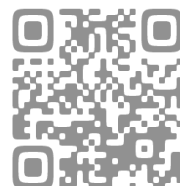
対
象
外



【お問合せ先】

山武市 総合政策部 企画政策課 政策推進係

☎0475-80-1132



山武市ホームページ
移住支援金



千葉県地域
しごとNAVI